近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第72回 最高裁第三小法廷平成30年11月6日判決
（加古川市事件／裁時1711号５頁）

公務員の性的非行を理由とする懲戒処分の適法性

労働法制特別委員会委員　榎本 幸司（69期）

1　事案の概要

(1)　Xは，平成3年にY市に採用された一般職の男性地方公務員であり，平成22年4月から一般廃棄物の収集・運搬業務に従事していた。

(2)　Xは，平成22年頃から，勤務時間中，Yの市章の付いた制服を着用して，市内に所在するコンビニエンスストア（以下「本件店舗」という）を頻繁に利用するようになったが，その際，店舗の女性従業員らを不快にさせる不適切な言動をすることがあった。

(3)　Xは，平成26年9月30日の勤務時間中，制服を着用して本件店舗を訪れ，顔見知りであった女性従業員Vに飲物を買い与えようとした際に，右手でVの左手首をつかんで引き寄せ，その指先を制服の上から自らの股間に軽く触れさせた。

(4)　その後新聞で上記事実が報道され，Yが店側の意向を理由にXの処分を見送っている旨の記事が掲載された。これを受けて，Yは記者会見を開き，今後事情聴取をして職員に対する処分を検討する旨の方針を表明した。

(5)　市長は，同年11月26日付けで，Xに対し，地公法29条1項1号，3号に基づき，停職6月の懲戒処分（本件処分）をした。処分理由には，「勤務時間中に立ち寄ったコンビニエンスストアにおいて，そこで働く女性従業員の手を握って店内を歩行し，当該従業員の手を自らの下半身に接触させようとする行動をとった。」（以下「行為1」という），「以前より当該コンビニエンスストアの店内において，そこで働く従業員らを不快に思わせる不適切な言動を行っていた。」（以下「行為2」という）旨の記載がある。Y市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例4条1項は，停職は免職に次ぐ重い処分で，その期間は1日以上6月以下とすると定めている。

Xは，Yに対し本件処分の取消しを求めて訴えを提起した。

2　原審までの判断

行為1の悪質性や，Xの行為が社会に与えた影響をふまえると，「行為1は軽微な非違行為であるとはいえないから，本件処分につき指針上の処分の標準例に従い懲戒処分のうち停職を選択した処分行政庁の判断が裁量権を逸脱・濫用するものであったとはいえない。」

他方で，Vは身体的接触自体には渋々ながらも同意していたと認められること，行為1についてXは警察の捜査の対象にすらされていないこと，Xは公権力の行使にあたる職員ではなく，その非違行為が公務に与える影響が格別大きいわけではないこと，行為1は重大な犯罪行為ではなく，Xは単純労務職員であるから，新聞報道されたからといってただちに公務に重大な影響が生じるとはいいがたいこと等の事実が認められる。

免職に次いで重い懲戒処分をするからには，慎重な検討を行わなければならなかったにもかかわらず，本件処分にあたり，Yには，Xを厳罰に処することにより，マスコミや市民からYに対して向けられる非難を少しでもやわらげようという意識が存在したのではないかと疑われ，懲戒処分をするにあたって本来考慮すべきでない事項が考慮されたのではないかという疑問が存在する。

「以上の事情を総合的に考慮すると，行為1がそれ自体悪質なものであること，Xが行為1より前から本件店舗において迷惑行為をしてきたこと（行為2），反省の態度が十分でないことを勘案しても，停職6か月という懲戒処分は行為1に対する評価として重すぎるといわざるをえず，処分に至った経緯もふまえると，社会観念上著しく妥当を欠くというべきである。」

3　最高裁の判断

原審の判断には，懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるとした。概要は以下のとおり。

原審は，①ＶがＸからの身体的接触について渋々ながらも同意していたこと，②ＶがＸの処罰を望まず，そのためもあってＸが警察の捜査の対象にもされていないこと，③Ｘが常習として行為1と同様の行為をしていたとまでは認められないこと，④行為1が社会に与えた影響が大きいとはいえないこと等を，本件処分が社会観念上著しく妥当を欠くことを基礎付ける事情として考慮している。

しかし，上記①については，ＸとＶは客と店員の関係にすぎず，ＶがＸによる身体的接触に抵抗を示さなかったとしても，それは，客との間のトラブルを避けるためのものであったとみる余地があり，身体的接触についての同意があったとして，これをＸに有利に評価することは相当でない。

上記②については，ＶがＸの処罰を望まないとしても，それは，本件店舗の営業への悪影響等を懸念したことによるものとも解される。

さらに，上記③については，行為1のように身体的接触を伴うかどうかはともかく，Ｘが以前から不適切な言動をしていたこと（行為2）は，本件処分の量定を決定するに当たり軽視することができない事情である。

そして，上記④についても，行為1が勤務時間中に制服を着用してされたものである上，複数の新聞で報道され，Ｙにおいて記者会見も行われたことからすると，行為1により，Ｙの公務一般に対する住民の信頼が大きく損なわれたというべきであり，社会に与えた影響は決して小さいものということはできない。本件処分が相当に重い処分であることは否定できないが，「行為1が，客と店員の関係にあって拒絶が困難であることに乗じて行われた厳しく非難されるべき行為であって，Ｙの公務一般に対する住民の信頼を大きく損なうものであり，また，Ｘが以前から同じ店舗で不適切な言動（行為2）を行っていたなどの事情に照らせば，本件処分が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえず，市長の上記判断が，懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し，又はこれを濫用したものということはできない。」

4　検討

本件は，公務員の性的非行に対する懲戒処分の適法性について最高裁が初めて判断した事例である。明確な判断基準を示した判例ではないものの，被害者側の視点に立った事実評価の必要性を強調している点でＬ館事件（最判平27.2.26労判1109.5）等と同様であり，公務員の懲戒処分の考慮要素として，勤務時間中に制服を着た上で行われた点や，新聞報道された点などの，公務に対する住民の信頼に関わる事情を重視している点が参考となる。

また，懲戒処分の考慮にあたり，被処分者に対する刑事手続の有無という事情については，最高裁が，原審までの判断と異なり，Ｘが刑事手続の対象になっていないという事情を加味していない点からみても，さほど重視すべき事実ではないという見方もできるであろう。

参考判例としては，痴漢行為を行った市立高校教諭に対する懲戒免職等が無効とされた横浜市教育委員会事件（東京高判平25.4.11判時2206.131）や，鉄道会社職員の電車内での痴漢行為に対して下された諭旨解雇処分を無効とした東京メトロ事件（東京地判平27.12.25労判1133.5）が挙げられる。